

山梨県公報

号外第五十六号
平成二十六年十月二十一日 火曜日

目 次

条

- 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例 二
- 山梨県薬事法関係手数料条例等の一部を改正する条例 九
- 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 一三
- 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部を改正する条例 一四
- 山梨県医師修学資金貸与条例及び山梨県医師海外留学資金貸与条例の一部 一六
- 山梨県児童福祉施設及び管理管理条例の一部を改正する条例 一八
- 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 一八
- 山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制 一八

条例のあらまし

○ 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例

(条例第六十八号) (子育て支援課)

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園に関する基準を定めた。

(一) 県独自の基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設の立地状況等を勘案した災害の種類に応じた非常災害に関する具体的な計画を作成するとともに、避難及び消火に対する訓練を毎月一回以上実施すること。
- (2) 飲料水、食糧等の備蓄等に努めること。
- (3) 食事を外部搬入する場合には、食育計画の公表に努めること。
- (4) 食の安心・安全の確保及び地産地消に取り組むこと。

- (二) (一)に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準は、内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令で定める従うべき基準及び参酌すべき基準のとおりとする。

- 2 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に関するものである。

○ 法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
○ 山梨県薬事法関係手数料条例等の一部を改正する条例 (条例第六十九号) (衛生薬務課)

1 薬事法の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。
(一) 条例の題名を「山梨県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例」に改める。

(二) 医療機器の製造販売業の許可、再生医療等製品の販売業の許可等に係る手数料について、新たに項目を設ける。
(三) 適合性調査に係る手数料を引き上げる。

2 この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行することとした。

○ 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (条例第七十号) (子育て支援課)

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、児童福祉施設に関する基準から幼保連携型認定こども園に係る部分の規定を削除することとした。

2 この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行の日から施行することとした。

○ 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部を改正する条例 (条例第七十一号) (子育て支援課)

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の一部改正に鑑み、認定こども園の認定に係る要件から幼保連携型認定こども園に係る部分の規定を削除することとした。

2 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

○ 山梨県医師修学資金貸与条例及び山梨県医師海外留学資金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第七十二号) (医務課)

(一) 第二種医師修学資金の返還債務免除要件の改正

1 医師の地域偏在及び診療科偏在に対応するため、次の改正を行うこととした。

(2) 第二種医師修学資金の貸与を受けた者が返還債務の免除を受けるために勤務する特定公立病院等について、知事が指定する。

(二) 研修資金貸与制度の創設

(1) 特定診療科の専門研修を受ける者に対し、研修資金を貸与する制度を創設する。

(2) 研修資金は、貸与期間満了後、引き続いて、貸与期間に相当する期間、県内の特定公立病院等の特定診療科に勤務することにより、その返還債務を免除する。

(三) 医師海外留学資金の貸与要件の改正

研修資金貸与制度の創設に伴い、両制度の調整のため研修資金に係る返還の債務を有する者でないことを加える。

この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第七十三号）（建築住宅課）

1 住宅に困窮する低額所得者に対し住宅を供給するため、中堅所得者を対象とする特定公共賃貸住宅である若草下今井団地及び塩山熊野団地の一部を、低額所得者を対象とする県営住宅に転用することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第七十四号）（企業局総務課）

1 奈良田第一発電所、奈良田第二発電所、野呂川発電所及び琴川第一発電所の最大出力を次のとおり改めることとした。

(一) 奈良田第一発電所

二万七千三百キロワット → 一万七千六百キロワット

(二) 奈良田第二発電所

四千四百キロワット → 四千六百キロワット

(三) 野呂川発電所

二万キロワット → 二万三百キロワット

(四) 琴川第二発電所

六百四十キロワット → 六百六十キロワット

この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例**（条例第七十五号）（警察本部少年・女性安全対策課）

1 児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部改正に鑑み、同法で新たに規定された自己の性的好奇心を満たす目的による児童ボルノの所持等の罪に当たる違反行為が条例で規定する営業の停止の対象に含まれることを明らかにするため、同法を引用する条項について、同法の改正後の題名（児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律）に改めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条例

山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例をここに公布する。
平成二十六年十月二十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第六十八号

山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（設備運営基準の目的）

第二条 この条例で定める幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（次条において「設備運営基準」という。）は、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備運営基準の向上）

第三条 知事は、山梨県子ども・子育て会議（山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）第三条第三項の規定により法第二十五条に規定する事項の調査審議に関する事務を担任することとされた条例第二条第一項の山梨県子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 県は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（学級の編制）

第四条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

（職員の数等）

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

2 この条例は、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は

特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は

当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもつて代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時一人を下つてはならない。

園児	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね三〇人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二〇人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

- 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- 三 この表の一の項及び二の項に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

第一項において読み替えて準用する山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十三号）第四十五条（後段を除く。第八条第三項において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園については、調理員を置かなければならない。

3 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- 一 副園長又は教頭
- 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- 三 事務職員

（位置等）

第六条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならぬ。

（園舎及び園庭）

- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十一条第一項において読み替えて準用する山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例第四十四条第八号イ、ロ及びヘに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて第十四条第一項において読み替えて準用する同条例第四十四条第八号ロ、ハ及びヘ並びに同項において準用する同号ニ、ホ、ル及びチに掲げる要件を満たすときは保育室等を三階以上の階に設けることができる。

- 4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
一 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

二学級以上	$320\text{平方メートル} + 100\text{平方メートル} \times (\text{学級数} - 2)$ の算式により算出した面積
-------	---

- 7
 一 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積
 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいかが大きい面積

- イ 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
二学級以下	$330\text{平方メートル} + 30\text{平方メートル} \times (\text{学級数} - 1)$ の算式により算出した面積
三学級以上	$400\text{平方メートル} + 80\text{平方メートル} \times (\text{学級数} - 3)$ の算式により算出した面積

口 三・二平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満三歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積
(園舎に備えるべき設備)

第八条 園舎には、次に掲げる設備(第一号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それ兼用することができる。

- 一 職員室
- 二 乳児室又はほふく室
- 三 保育室
- 四 遊戯室
- 五 保健室
- 六 調理室
- 七 便所
- 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る)の数は、学級数を下つてはならない。

3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第十四条第一項において読み替えて準用する山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例第四十五条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園においては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行なう幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

一 乳児室 一・六五平方メートルに満三歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

二 ほふく室 三・三平方メートルに満三歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

一 放送聴取設備
二 映写設備
三 水遊び場
四 園児清浄用設備
五 図書室
六 会議室

(園具及び教具)

第九条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。
(教育及び保育を行なう期間及び時間)
第十条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる。

げる要件を満たすものでなければならない。

一 每学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならないこと。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、一日につき八時間を原則とすること。

2 前項第三号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

（教育及び保育の実施）

第十一条 園児が心身の状況によって受けることが困難な教育及び保育の内容は、その園児の心身の状況に適合するように行わなければならない。

（子育て支援事業の内容）

第十二条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

（掲示）

第十三条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

（山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の準用）

第十四条 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例第五条第一項、第二項及び第四項、第六条、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条（第四項ただし書を除く。）、第十九条、第二十条第一項、第三項及び第四項、第四十四条第八号、第四十五条（後段を除く。）、第四十八条第二項並びに第四十九条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える山梨県児童福祉施設に関する

読み替えられる字句

読み替えられる字句

読み替えられる字句

規定期定を定める条例の規定			
第五条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）	
第五条第二項	児童	園児	
第五条第四項	法に定めるそれぞれの施設	その設置	
第六条第五項	に入所している者	の園児	
第八条第一項	法に定めるそれぞれの施設	当該幼保連携型認定こども園の設置	
第十条の見出し	入所した者	園児	
第十条	入所している者	園児	
第十一條	又は入所	又は入園	
	入所中の児童	園児	
第十二条	当該児童	当該園児	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項の園長（以下「園長」とい

第二十条第一項	援助	利用者	児童	入所している者	社会福祉施設	第九条	入所している者	その児童	園児	児童福祉法第四十七条第三項	う。)		

第四十八条第二項													
第四十九条	幼児	乳幼児	幼児	第十四条第一項	第四十五条	第四十四条第八号ハ	第四十四条第八号口	第四十四条第八号イ	第四十四条第八号	第二十条第三項	入所している者		

第四十九条

保育所の長	園長
入所している乳幼児	園児

教育及び保育	
--------	--

2 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例第九条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。次条第一項において「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第二条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年間は、第五条第三項の規定にかかるらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第三条第一項の規定により一部改正法による改正後の法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。次項において同じ。）の職員配置については、なお従前の例による。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第七条から第九条までの規定に

かかわらず、当分の間、なお従前の例による。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

第三条 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第四条 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第七条第三項及び第七項並びに第八条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定
読み替えられる字句
読み替える字句

第七条第三項ただし書
第十四条第一項において読み替えて準用する山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例第四十四条第八号イ、ロ及びヘに掲げる要件を満たす

読み替えられる字句
読み替える字句
耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える

同条例
山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例

第一次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積
イ 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積
る面積

第一次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
-----	----

二学級 以下	学級数 面積
-----------	-----------

二学級以下	330平方メートル+30 ×(学級数-1)の算式により算出した面積
三学級以上	400平方メートル+80 ×(学級数-3)の算式により算出した面積

三学級以上	400平方メートル+80平方メートル×(学級数-1)の算式により算出した面積
-------	--

第八条第六項	一 乳児室 一・六五平方メートルに満一歳以上の園児数を乗じて得た面積 口 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積
	一 乳児室 一・六五平方メートルに満一歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 二 ほふく室 三・三平方メートルに満一歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満一歳以上の園児数を乗じて得た面積

それでいると認められるものに限る。以下この条において同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第七条第三項、第六項及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第七条第三項ただし書	第十四条第一項において読み替えて準用する同条例第四十一条第八号口、ハ及びヘ並びに同項において準用する山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例	山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例

第七条第六項	一 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 二、ホ、ト及びチ	第十四条第一項において読み替えて準用する同条例第四十一条第八号口、ハ及びヘ並びに同項において準用する山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例
学級数	面積	同号口からチまで
一学級	一八〇平方メートル	一 満三歳以上の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積
二学級以上	320平方メートル+100平方メートル×(学級数-2)の算式により算出	

第七条第七項

一 次に掲げる面積のうちい
ずれか大きい面積
イ 次の表の上欄に掲げる
学級数の区分に応じ、そ
れぞれ同表の下欄に定め
る面積

一 三・三平方メートルに満
二歳以上の園児数を乗じて
得た面積

学級数	面積
二学級 以下	3・3 平方メートル + 30 × (学級数 - 1) より算出した 面積
三学級 以上	4・0 平方メートル + 80 × (学級数 - 3) より算出した 面積

口 二・二〔平方メートルに
満三歳以上の園児数を乗
じて得た面積〕

3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は

した面積

保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第七条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

一 園児が安全に移動できる場所であること。
二 園児が安全に利用できる場所であること。
三 園児が日常的に利用できる場所であること。
四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

山梨県薬事法関係手数料条例等の一部を改正する条例をこのに公布する。

平成二十六年十月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第六十九号

山梨県薬事法関係手数料条例等の一部を改正する条例

（山梨県薬事法関係手数料条例の一部改正）
第一条 山梨県薬事法関係手数料条例（平成十一年山梨県条例第十五号）の一部を次の

ようにより改正する。

題名を次のように改める。

山梨県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例

第一条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

別表三の項中「化粧品又は医療機器の製造販売業の」を「又は化粧品の製造販売業の」に、「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可申請手数料」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可申請手数料」に改め、同項下欄イ中「の製造販売業の許可」を「（体外診断用医薬品を除く。四の項から十一の項までにおいて同じ。）の製造販売業の許可」に改め、同欄二を削り、同表四の項中「化粧品又は医療機器の製造販売業の」を「又は化粧品の製造販売業の」に、「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可更新申請手数料」を「医薬品、医

一 行う場合を除く。一万四千円
別表十の項下欄イ(5)を削り、同欄口(1)中「四万六千七百円」を「七万三千三百円」に改め、同欄口(2)中「三万三千九百円」を「四万九千円」に改め、同欄口(3)中「二万六千五百円」を「三万四千円」に改め、同欄口に次のように加える。

(4) 医薬部外品の試験検査を行ふ場合(医薬部外品を併せて行う場合を除く。) 二万四千円

別表十の項下欄**ハ**を削り 同表十一の項中「医薬部外品若しくは医療機器に係る適合性調査」を「若しくは医薬部外品に係る適合性調査」に、「医薬品、医薬部外品若しくは医療機器又は輸出用の医薬品、医薬部外品若しくは医療機器に係る定期的適合性調査手数料」を「医薬品若しくは医薬部外品又は輸出用の医薬品若しくは医療機器に係る定期的適合性調査手数料」に改め、同項下欄イ(1)中「九万七千円」を「十万円」に、「二千百円」を「三千円」に改め、同欄イ(2)中「(体外診断用医薬品を除く。)」を削り、「六万八千六百円」を「十一万円」に、「千円」を「一千円」に改め、同欄イ(3)中「(体外診断用医薬品を除く。)」を削り、「三万八千三百円」を「六万円」に、「三百円」を「六百円」に改め、同欄イ(4)を次のように改める。
(4) 医薬品の試験検査を行う場合(医薬品の製造工程の全部又は一部を併せて行う場合を除く。)

(ii) (i) 品目の数が一である場合 六万円
品目の数が二以上である場合 六
二六百円を基準で算出

(ii) 品目の数が二以上である場合 六万円に品目の数が一を超える品目の数に六百円を乗じて得た額を加算した金額

(4) 医薬部外品の試験検査を行ふ
を併せて行う場合を除く。)

(ii) (i) 品目の数が一である場合 六万四
品目の数が二以上である場合 六

別表十一の項下欄ハを削り、同表中三十一の項を四十七の項とし、三十の項を四十六の項とし、同表二十九の項中「薬局開設の許可証、医薬品」を「医薬品」に、「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の」を「高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の」に、「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業許可証再交付手

「数料」を「医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品の販売業許可証再交付手数料」に改め、同項を同表四十五の項とし、同表二十八の項中「薬局開設の許可証、医薬品」を「医薬品」に、「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の」を「、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の」に、「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は再生医療等製品の販売業若しくは賃貸業の」を「医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業付手数料」を「医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品の販売業許可証書換え交付手数料」に改め、同項を同表四十四の項とし、同表二十七の項中「政令第五十五条において準用する場合を含む。」を削り、「化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業許可証再交付手数料」を「医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業の」に、「又は化粧品の製造業」に、「医薬品、医薬部外品又は化粧品若しくは医療機器の修理業の」に、「医薬品、医薬部外品又は化粧品若しくは医療機器の修理業許可証再交付手数料」に改め、同項を同表三十七の項とし、同項の次に次のように加える。

三十八 政令第三十七条の二 第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証書換え交付手数料	一千円
三十九 政令第三十七条の三 第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付	医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証再交付手数料	二千九百円

別表二十六の項中「(政令第五十五条において準用する場合を含む。)」を削り、「化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業の」を「又は化粧品の製造業の」に、「医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業許可証書換え交付手数料」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可証書換え交付手数料」に改め、同項を同表三十六の項とし、同表二十五の項中「化粧品又は医療機器の製造販売業の」を「又は化粧品の製造販売業の」に、「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証再交付手数料」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証再交付手数料」に改め、同項を同表三十五の項とし、同表二十四の項中「化粧品又は医療機器の製造販売業の」を「又は化粧品の製造販売業の」に、「医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証書換え交付手数料」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証書換え交付手数料」に改め、同項を同表三十四の項とし、同表二十三の項中「第八十条第二項第三号」を「第八十条第三項第四号」に改め、同項を同表二十九の項とし、同項の次に

え交付	四十一 政令第三十七条の十 第一項(政令第五十五条において準用する場合を含む。)の規定に基づく医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の再交付	二千九百円
四十二 政令第四十三条の四 第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付	再生医療等製品の製造販売業許可証書換え交付手数料	二千円
四十三 政令第四十三条の五 第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付	再生医療等製品の製造販売業許可証書換え交付手数料	二千九百円

次のように加える。

三十 法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品の販売業許可申請手数料	二万九千円
---	--------------------	-------

三十一 法第四十条の五第四項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品の販売業許可更新申請手数料	一万千円
---	----------------------	------

三十二 政令第一条の五第一項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証書換え交付手数料	二千円
-------------------------------------	-----------------	-----

三十三 政令第一条の六第一項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証再交付手数料	二千九百円
-----------------------------------	---------------	-------

別表二十二の項中「第八十条第二項第三号」を「第八十条第三項第四号」に改め、同項を同表二十八の項とし、同表二十一の項中「第八十条第二項第三号」を「第八十条第三項第四号」に改め、同項を同表二十九の項とし、同表二十の項中「賃貸業の」を「貸与業の」に、「高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可申請手数料」を「高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可更新申請手数料」に改め、同項を同表二十六の項とし、同表十九の項中「賃貸業の」を「貸与業の」に、「高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可申請手数料」を「高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可更新申請手数料」に改め、同項を同表二十五の項とし、同表中十八の項を二十四の項とし、十二の項から十七の項までを六項ずつ繰り下げ、十一の項の後に次のように加える。

十一 政令第八十条第三項第一号の規定に基づく法第二十三条の二第一項に規定す	医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可の申請に係る審査 次に掲げる許可の種類の区分に応じ	イ 医療機器の製造販売業の許可の申請に係る審査 次に掲
---------------------------------------	---	-----------------------------

、それぞれ次に定める金額	可申請手数料
(1) 第一種医療機器製造販売業許可 十三万七千二百円	医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査
(2) 第二種医療機器製造販売業許可 十一万七千一百円	体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査
(3) 第三种医療機器製造販売業許可 八万九千四百円	医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査

十五 政令第八十条第三項第	十四 政令第八十条第三項第三号の規定に基づく法第二十三条の二の三第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録申請に対する審査	イ 医療機器の製造販売業の許可の更新の申請に係る審査 次に掲げる許可の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
医療機器又は体	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録申請手数料	イ 医療機器の製造販売業の許可の更新の申請に係る審査 (1) 第一種医療機器製造販売業許可 十二万六百円 (2) 第二種医療機器製造販売業許可 十一万八百円 (3) 第三种医療機器製造販売業許可 七万九千円 ロ 体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に係る審査 十一万八百円 ハ 売業の許可の更新の申請に係る審査 二万九千円
二万七千三百円	三万七千七百円	二万九千円

三号の規定に基づく法第二

十三条の二の三第三項に規

定する医療機器又は体外診

断用医薬品の製造業の登録

の更新の申請に対する審査

確保等に関する法律」に、「第一条第十六項」を「第一条第十七項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

(経過措置)

十六 政令第八十条第四項第
一号の規定に基づく法第二
十三条の二十第一項に規定
する再生医療等製品の製造
販売業の許可の申請に対す
る審査

再生医療等製品
の製造販売業許
可申請手数料

十三万七千二百円

十七 政令第八十条第四項第
一号の規定に基づく法第二
十三条の二十第二項に規定
する再生医療等製品の製造
販売業の許可の更新の申請

再生医療等製品
の製造販売業許
可更新申請手数
料

十二万六百円

(青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部改正)

第二条 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四
十三号）の一部を次のように改正する。

（青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）
第八条第一号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確
保等に関する法律」に、「第五十条第十号」を「第五十条第十一号」に改める。
(山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）の一部を
次のように改正する。

別表第一の（一）の表山梨県薬事審議会の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品
質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。
(山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨
県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条 山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨
県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第六号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の

2 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）附則第六十三条の
規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の薬事法
(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条第一項の承認の申請についての同条第六
項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する医薬品（体外診断用医薬
品に限る。）及び医療機器に係る適合性調査に係る手数料については、なお従前の例
による。

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布す
る。

平成二十六年十月二十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第七十号

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十三号）
の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しく
は第六項の規定による措置」に改める。

第十七条中「児童福祉施設」の下に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の二項を
加える。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程を定めなければ
ならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 乳児、満三歳未満の幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
七 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項
八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待防止のための措置に関する事項

十一 その他保育所の運営に関する重要事項

第二十条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第四十四条第一号中「に満たない」を「未満の」に改め、同条第八号ロの表中

建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

を

一 建築
規 定 す
當該階
まで
ままでの
つて開
定する
煙する
じて連
号を満
二 建築
三 建築
階 段

第四十六条第二項中「に満たない」を「未満の」に改め、「(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第五十条及び第五十一条において「就学前保育等推進法」という。)第七条第一項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下この項において「認定保育所」という。)にあつては、幼稚園(学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に一日に四時間程度利用する児童(以下この項において「短時間利用児」という。)おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する児童(以下この項において「長時間利用児」という。)おおむね二十人につき一人以上」及び「(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上」を削る。

第五十条及び第五十一条を次のように改める。

第五十条 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第五十一条 削除

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第九条の見出し中「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第五十一号)」を「保育所」に改め、同条中「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第五十一号)附則第二項の規定により、乳児六人」を「乳児四人」に改め、「同省令による改正後の児童福祉施設最低基準第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定について、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる」として「保育所に係る」を削る。

附 則

この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成二十六年厚生労働省令第六十二号)の施行の日から施行する。

山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排縫することができると認められるものに限る。)を有する付室を連結することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九条の規定による耐火構造の屋外傾斜路

基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外

に改める。

平成二十六年十月二十一日

山梨県条例第七十一号

山梨県知事 横 内 正 明

「認可外施設型認定こども園」を「保育機能施設型認定こども園」に改め、同条第五項中「長時間利用児」を「子どもであつて保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの」に、「認可外施設型認定こども園」を「保育機能施設型認定こども園」に改める。

山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例（平成十八年山梨県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

2 この条例において「認定こども園」とは、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。

第二条第三項第一号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する児童」を「保育を必要とする子ども」に、「保育」を「教育」に改め、同項第二号中「認可外保育施設（児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（法第二条第四項の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設を除く。）」をいう。以下この項及び第五項において同じ。」を「保育機能施設」に改め、同号イ中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に、「教育目標」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標（以下この条において「教育目標」という。）」に改め、同号ロ中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同条第四項中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する児童」を「保育を必要とする子ども」に、「当該児童」を「当該保育を必要とする子ども」に改め、同条第五項中「認可外施設型認定こども園」を「保育機能施設型認定こども園」に改め、同条第四項中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する児童」を「保育を必要とする子ども」に、「当該保育を必要とする子ども」に、「当該保育」を「保育機能施設」に改める。

第三条第二項中「保育」を「教育及び保育」に改め、同項の表満一歳に満たない子どもの項及び満一歳以上満三歳に満たない子どもの項中「に満たない」を「未満の」に改め、同表満三歳以上の短時間利用児（一日に四時間程度利用する子どもをいう。以下同じ。）の項を削り、同表満三歳以上満四歳に満たない長時間利用児（一日に八時間程度利用する子どもをいう。以下同じ。）の項中「に満たない長時間利用児（一日に八時間程度利用する子どもをいう。以下同じ。）」を「未満の子ども」に改め、同表満四歳以上の長時間利用児の項中「長時間利用児」を「子ども」に改め、同条第三項中「短時間利用児及び長時間利用児」を「子どもであつて、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの」に、「各学級ごと」を「学級ごと」に、「（以下）」を「（次条第四項において）」に改める。

第四条第二項中「保育に従事する者の」を「教育及び保育に従事する者」に、「に満たない」を「未満の」に改め、「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四

号）」を加え、同条第三項中「保育に」を「教育及び保育に」に改め、同条第四項中「認可外施設型認定こども園」を「保育機能施設型認定こども園」に改め、同条第五項中「長時間利用児」を「子どもであつて保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの」に、「認可外施設型認定こども園」を「保育機能施設型認定こども園」に改める。

第五条第一項中「幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園」を「幼稚園型認定こども園」に、「これら」を「当該幼稚園型認定こども園」に、「保育所等」を「保育機能施設」に、「以下この項」を「第二号」に改め、同条第二項中「に満たない」を「未満の」に、「学級数に」を「学級数の区分に」に、「幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は認可外施設型認定こども園」を「保育所型認定こども園又は保育機能施設型認定こども園」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同条第三項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第四項中「幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は認可外施設型認定こども園」を「幼稚園型認定こども園又は保育機能施設型認定こども園」に改め、同条第五項中「幼保連携型認定こども園又は認可外施設型認定こども園」を「保育機能施設型認定こども園」に改め、同条第二号中「学級数に」を「学級数の区分に」に「に満たない」を「未満の」に改め、同条第六項中「幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は認可外施設型認定こども園」を「保育所型認定こども園」に改め、同条第七項中「に満たない」を「未満の」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第三項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

第六条第一項中「内容は」の下に「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事務を所掌する局の長）を「厚生労働大臣」に改める。

第八条中「法第二条第六項に規定する」を削る。

第九条第一項中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育時間」を「教育及び保育の時間」に改め、同条第二項中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育」を「教育及び保育」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。(経過措置)

2 この条例の施行の日から起算して五年間は、この条例による改正後の第三条第二項の規定にかかわらず、同日の前日において現に存する認定こども園の職員配置については、なお従前の例による。

山梨県医師修学資金貸与条例及び山梨県医師海外留学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月二十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第七十二号

(山梨県医師修学資金貸与条例の一部改正)

第一条 山梨県医師修学資金貸与条例(平成十九年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 修学資金(第三条—第十二条)

第三章 研修資金(第十三条—第二十一条)

第四章 雜則(第二十二条)

附則

第一章 総則

第一条中「大学又は」を「大学若しくは」に、「で将来」を「又は特定診療科に関する専門研修を受けている者で」に、「修学資金」を「修学資金又は研修資金」に改める。

第二条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

二 研修資金の貸与を受けたことがない者であること。

- 三 特定診療科 医師の確保が特に必要な診療科として規則で定めるものを行う。
四 専門研修 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技能を高めるために受けける研修をいう。
- 第二章 修学資金
- 第三条第二項中「前項の修学資金」を「修学資金」に改め、同条に次の二項を加える。
- 3 第一項の規定にかかわらず、知事は、第十三条第二項に規定する研修資金の貸与を受けている者については、その貸与期間が満了するまでは、第三種医師修学資金を貸与する旨の契約を結ぶことができない。
- 第七条第一号中「含む。」の下に「規則で定めるところにより知事が指定する」を加え、同条第三号中「期間」の下に「規則で定めるところにより知事が指定する」を加え、同条第四号中「月の翌月から起算して三年以上の期間」を「月から引き続いで、同月の翌月から起算して三年を経過する月までの間」に、「期間は」を「期間及び第十三条第二項に規定する研修資金の返還の債務(履行期が到来していないものに限る。)を有する期間は」に改め、同条に次の二項を加える。
- 2 第十三条第二項に規定する研修資金の返還の債務(履行期が到来していないものに限る。)を有するときは、前項第一号から第四号までの規定の適用については、当該債務が消滅するまでの間は、県内の特定公立病院等において医師の業務に従事した期間については、医師の業務に従事していないものとみなす。
- 第九条中「第七条第五号」を「第七条第一項第五号」に改める。
- 第十三条を第二十二条とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章 雜則

第十二条の次に次の章名及び九条を加える。

第三章 研修資金

(研修資金の貸与)

第十三条 知事は、県内の病院が実施する特定診療科に関する専門研修を受けている医師に対し、資金を貸与することができる。

2 前項の資金(以下「研修資金」という。)は、次に掲げる要件を満たす者の申請により、これを貸与する旨の契約を結ぶことができる。

一 専門研修の修了後に、県内の特定公立病院等の特定診療科(研修資金の貸与の対象となったものに限る。第十六条第一号において同じ。)において医師の業務に従事する意思を有していること。

二 研修資金の貸与を受けたことがない者であること。

- 3 研修資金の貸与は、無利子とする。
- 4 第二項の規定にかかるとおり、知事は、第三種医師修学資金の貸与を受けている者については、その貸与期間が満了するまでは、研修資金を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

(研修資金の額等)

- 第十四条 研修資金の貸与の額は、月額十万円とする。

- 2 研修資金の貸与期間は、専門研修の修了に要する期間（当該期間が三年を超える場合には、三年）を超えない期間とする。

(貸与契約の解除並びに貸与の休止及び保留)

- 第十五条 知事は、第十三条第二項の規定による契約の相手方（以下この条及び第二十条において「研修医」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとする。

一 専門研修を中止したとき。

二 心身の故障のため専門研修を修了する見込みがなくなつたと認められるとき。

三 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。

四 死亡したとき。

五 その他研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

- 2 知事は、研修医が専門研修を中断したときは、中断した日の属する月の翌月分から専門研修を再開した日の属する月の分まで研修資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された研修資金があるときは、その研修資金は、当該研修医が専門研修を再開した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

- 3 知事は、研修医が正当な理由がなく第二十条に規定する専門研修を受けていることを証明する書類を提出しないときは、研修資金の貸与を一時保留することができ

(返還の債務の当然免除)

- 第十六条 知事は、研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、研修資金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 研修資金の貸与期間が満了した月から引き続いて、同月の翌月から起算して貸与期間に相当する期間、県内の特定公立病院等の特定診療科において医師の業務に従事したとき。ただし、研修資金の貸与を受けた者の責めに帰すことができない認められる理由により県内の特定公立病院等において医師の業務に従事しないときは、その理由が存続する間は、引き続いて従事することを要しないものとする。

- 二 前号に規定する医師の業務に従事している期間中に業務上の理由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため医師の業務に従事することができなくなつたとき。

(返還)

- 第十七条 研修資金は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が生じた日の属する月の翌月末日までに返還しなければならない。

- 一 第十五条第一項の規定により、研修資金を貸与する旨の契約が解除されたとき。

- 二 研修資金の貸与を受けた者が、専門研修を修了した後、死亡したとき（前条第二号に該当するときを除く。）。

- 三 その他研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。（返還の債務の裁量免除）

- 三 その他研修資金の貸与を受けた者が、第十六条第一号に該当する場合を除くほか、死亡、重度心身障害その他やむを得ない理由により貸与を受けた研修資金を返還することができなくなつたときは、研修資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。次条において同じ。）の全部又は一部を免除することができる。

(返還の債務の猶予)

- 第十九条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間は、研修資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- 一 研修資金の貸与を受けた者が、引き続き専門研修を受けているとき。
- 二 研修資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により研修資金を返還することが困難であると認められるとき。

(研修証明書の提出)

- 第二十条 研修医は、専門研修を受けていることを証明する書類を毎年知事に提出しなければならない。

(準用)

- 第二十一条 第五条及び第十二条の規定は、研修資金について準用する。

(山梨県医師海外留学資金貸与条例の一部改正)

- 第一条 山梨県医師海外留学資金貸与条例（平成二十三年山梨県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

- 第三条第一項第六号中「山梨県医師修学資金貸与条例」を「山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例」に、「の医師修学資金」を「に規定する修学資金又は同条例第十三条第二項に規定する研修資金」に改める。

(施行期日)

- この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 第一条の規定による改正後の山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例第七条の規定は、この条例の施行の日以後に貸与の契約をする修学資金について適用し、同日前に貸与の契約をした修学資金については、なお従前の例による。

(山梨県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

- 山梨県住民基本台帳法施行条例（平成十四年山梨県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十五号中「山梨県医師修学資金貸与条例」を「山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例」に、「医師修学資金の」を「修学資金の」に改める。

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月二十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第七十三号

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

第六条中「第二十一条の」を「第三十条の」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

高根南団地	北杜市	山梨県知事 横内正明
若草下今井団地		
高根南団地	北杜市	
塩山熊野団地	甲州市	

山梨県条例第七十五号

山梨県知事 横内正明

山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月二十一日

ス市
に改める。

山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例

山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成八年山梨県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四号中「児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改め、同条第六号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

山梨県条例第七十四号

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「別表第一第三号」を「別表第一第四号」に改め、同条第三項中「別表第一第三号」を「別表第一第四号」に、「第十二条」を「第十二条第一項及び第三項」に改める。

別表第一第一号の表奈良田第一発電所の項中「二七、二〇〇」を「二七、六〇〇」に改め、同表奈良田第二発電所の項中「四、四〇〇」を「四、六〇〇」に改め、同表野呂川発電所の項中「一〇、〇〇〇」を「一〇、三〇〇」に改め、同表琴川第一発電所の項中「六四〇」を「六六〇」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番